

「復帰教育」に関する申し入れ

新幹線地本は2013年4月19日、申24号で「車両検修、構内操縦、信号扱い従事者の復帰教育について」に関する申し入れを行いました。

3月末に各車両所の会社掲示板に「車両検修、構内操縦、信号扱い従事者の復帰教育について」と題した掲示を突如掲出した。その内容は、責任事故やヒューマンエラー等を発生させた場合、「復帰教育」と「見極め試験」を行うというものです。

新幹線地本は、申21号で労働組合に説明することを申し入れました。しかし、会社はその必要は無いと回答してきました。新幹線地本は、会社が説明責任を果さない「復帰教育」に対して容認することはできません。従って、撤回を求め解明申し入れをおこないました。

会社は、早急に協議の場を設け誠意ある回答をすること。
申し入れ内容は以下の通りです。

車両検修、構内操縦、信号扱い従事者の復帰教育について」に関する申し入れ

3月末に各車両所の会社掲示板に「車両検修、構内操縦、信号扱い従事者の復帰教育について」と題した掲示を突如掲出した。その内容は、責任事故やヒューマンエラー等を発生させた場合、「復帰教育」と「見極め試験」を行うとしている。

新幹線地本は、申21号で労働組合に説明することを申し入れた。しかし、会社はその必要は無いと回答してきた。新幹線地本は、会社が説明責任を果さない「復帰教育」に対して容認することはできない。

試験を伴う「復帰教育」は社員に対してプレッシャーを与えるばかりか萎縮させ、ヒューマンエラーを発生させる要因になる。

よって、以下の解明申し入れを求め、早急に協議の場を設け誠意ある回答をする

1. 車両検修、構内操縦、信号扱い従事者の復帰教育については認められないので撤回すること。
2. 「ヒューマンエラー」を発生させた社員を業務から外さないこと。
3. 今回の「復帰教育」を行う目的を明らかにすること。
4. 会社が考える「ヒューマンエラー」の定義について明らかにすること。

5. 会社掲示1. ②にある「復帰教育が必要と認めたヒューマンエラー」について具体的に明らかにすること。
6. 「復帰教育」を行えばヒューマンエラーはなくなるのか明らかにすること。
7. これまで各車両所において行われてきた「教育」「見極め」と違いがあるのか明らかにすること。
8. 「見極め試験」の合否判断の基準について、「7割以上の正解率」としているが、そもそもどのような形式の試験を行うのか明らかにすること。
9. 見極め試験結果について、本人に詳細に説明するのか明らかにすること。

10. 「見極め試験にて不合格となった者に対しては、必要な教育等を行う」とあるが、最初の教育と再教育の内容に違いはあるのか明らかにすること。
11. 3回目の見極め試験に不合格者となった者への「担務変更など」とは、具体的に、どのような変更なのか明らかにすること。
12. 管理職も今回の「復帰教育」の対象となるのか明らかにすること。
13. 管理職の「復帰教育」を行うとすれば、誰がどのように行うのか明らかにすること。

会社は社員を委縮させる復帰教育を撤回せよ！